## 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)(中間案)に対する府民意見募集結果

## 1 意見募集期間

平成27年10月7日(水)から10月30日(金)まで

## 2 意見募集の結果

延 ベ 件 数 70件 意見提出者数 29名

## 3 意見の要旨とそれに対する府の考え方

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第1章	京都府の取組状況	新しい計画は現行計画と大きく変わっていないように見えますので、今までの取組を継続されるということかと思いますが、現行計画での取組はどのように総括されたのでしょうか。	改定後の計画では、現計画の目標、位置付け、では、現計画の目標、位置基本的のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
第 2 章	計画改 の 趣旨	京都府では、「京都府人権教育・啓 発推進計画」を基本所針として、「向 問題等の様々な人権問題の解決に向令後 継続した取組が必要。 計画の見直しいがなされ、とを持して の取組が充実しているととも の取組がが終せる。 計画のが充実とし、とを が必要。 がなることを のもして のもして のもして のも も は に を は のも し に を り 、 と を り 、 と を り 、 と の り の り に し に り 、 と と り 、 と り 、 と り 、 り 、 り 、 し と り 、 と り 、 と り 、 と り 、 と り と り 、 と り と り	京都府では、改定後の計画においても引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的でも、学校教育については、府民調査において、「人権問題への理解や認識を深めるのに後策」のもの」「必要と思う人権教育や啓発の施制会の「学校における人権教育」の制力をいと対う結果にないても、引き結果においても、さらに社会教育、認識し、応続においた、関係を表示さいと考えています。
	計画の 目標	「計画の目標実現に向けた基本的な考え方」に示される内容(自己と他者双方の個人の尊重、社会参画の実現、相互理解と調整に基づく共生)は、まさに日本国憲法が実現しようとする社会と理解され、人権教育の理念として相応しいものと考えます。	現計画においても、「人権教育・啓発推進の視点」として、同様の考え方を記述していましたが、改定後の計画ではよりわかりやすく明確になるよう構成を見直しました。 この基本的な考え方に基づき、計画の目標である「人権という普遍的文化の構築」に向けた取組を推進してきたいと考えています。
第3章	前文	ヘイトスピーチの規制については、 国連の人種差別撤廃委員会からも勧告 されている。法律も必要だが、大阪市 のように条例を作って規制すべきであ る。	へイトスピーチのように、人を誹謗中傷し、 排除するような行為は許されるものではありません。 その規制については、内容が人権という普 遍的なものであり、また、表現に対する規制 という観点からも、国全体で統一的な対応が 必要であり、国において総合的な検討が行わ れる必要があると考えています。
	女性	女性活躍推進法が成立しましたが、 京都府ではどのように取組を進められ るのでしょうか。	「輝く女性応援京都のた。 「輝く女性応援京都のた。 「大きなどもで、一部では、 におけるとともで、一部では、 ではいるとともで、一部で、 ではいるといる。 を第一年でのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第3章(続き)	女性 (続き)	男女平等教育の推進 幼児期から性 別による差別に対する教育は必須と考 えます。(ジェンダーフリーな子ども に育って欲しい。)	京都府においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育の推進を図っています。今後も子どもの発達の段階に応じて、教育活動全体を通じて男女共同参画社会の実現をめざし男女が協力して共に生きていこうとする態度を育てるための教育を行っていきます。
		今後の取組の方向に、 ①マタハラ・セクハラなど女性のハラスメントの法律相談制度の整備、 ②DV被害者(被害児童を含援制度・予算の拡充、 ③性犯罪の被害者の弁護士相談の費用補助を加えられるよう求めます。	に組のと を大きな後の。 を大きなどのでは、まで、 を大きなが、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまで、 をいたまなが、 をいた。
	子ども	貧困についての課題がある(貧困と学力)  子どもが生まれ育つ環境に左右されることなくその将来に夢や希望を持って成長していけるよう、学校として保護者や地域の方々と手を取り合い、取組を進めることが必要	平成27年3月に策定した「京都府子とは「教子とは「教子とは「教子とは「教子となら、大力となら、大力を表別が協働して、めいでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力
	高齢者	高齢者の貧困について書かれていないが今後増加する問題と思います。貧困という文言を使っていないだけでしょうか。	京都府では、高齢者も含めた生活に困窮されている方について、御本人の状況に応じた包括的な支援に努めることとしており、府保健所や市福祉事務所等に相談窓口を設け、他機関とも連携して取り組んでいきます。
		家族は加齢による変化に対して叱咤激励しがちで、認知症の初期に症状を悪化させることもある。認知症予防に比べ、認知症の人たちへの対応方法については情報が少ない。専門医や問答経験豊かな方のを作成し、予算があれば各家庭に配布してはどうか。	認知症については、京都府高齢者健康福祉計画や京都式オレンジプラン(京都認知症総合対策推進計画)に基づき、総合的な対策を実施しています。認知症に対する正しい理解が進むよう、ホームでやコールセンターを開設し、認知症に関する情報提供・相談等を行っており、今後も広報啓発等に努めていきます。
	障害のあ る人	障害のある人とない人との共生や福祉のまちづくり条例に基づいて障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進するということはよいことだと思います。みんな安心して暮らせるということが大切と思います。	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例を本年4月から施行しており、府民誰もが安心して暮らしやすい社会にするため、相互理解を促進し、支え合う地域社会を目ざして、いろいろな取組みを進めていきたいと考えています。

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第3章(続き)	障害のあ る(続き)	共生社会の実現に向け、条例や制度 改革を進めていただくことはすばらし いと考える。しかし、そこに関わる人 達は公務員という組織の立場で障がい 者を支援している形を取っているよ め、実態が把握できていないのではな いか。府民誰もが身近にいる障がい者 について現状報告や意見を出せる御意 見記入用紙があればいいと考える。	御意見のとおり、障害のある方のことは特大切の思し、条例や制度等に反降することもないともないにと考えています。これででいるのいまでは、会づくの事ののののののののののでは、会がのののののでは、ないのののののでは、ないののののでは、ないのののでは、ないのののののでは、ないのののののでは、ないのののののでは、ないのののののでは、ないののののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないのののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないののでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないの
	ホームレス	大な、 大な、 大な、 大な、 大な、 大な、 大な、 大な、	本年4月から施行された生活困窮者自立は、 接法に基づき、福祉事務所設置自治体を設置 生活に困窮されている題を上で成り 生活に困窮されている題を上で成り し、したに、し、 自立にを接続的な上で成り 自んかとにがしたとのは といっるとととは、といっないは、といっないは、とのはたりでででは、 とのはたりででは、というでは、といるとには、 とで定して要するないには、というでは、 にびかれたのででは、というでは、 というでは、というでは、 とには、というでは、 というでは、というでは、 にのするところです。 なり組んだいいるところです。 なりまた、 を無料法律相談につなぐなど、 適切に対 応しているところです。
第 4 章	学校	発表は実、ウ惑聞要 をとするとかがのになって、 を教する必ずのとないである等ので、 でいがもととうでがい戸を必ずでがい戸を必ずで、 でいがもとこのので、 でいがもとかがのになって、 をでいるので、 でいるとかがのになって、 でいるとかがのになって、 でいるとかがのになって、 ででがい戸を必ずで、 でいるので、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 といるで、 は、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 にので、 は、 にので、 は、 にので、 に	京都府では、「規範意識や人を思いやり」 京都府では、「規範意識や人を思ぐるとしていると、豊かな行いをはずるとしているをはずるとして、「規律あるけいを実践、関連ないで、「現代のでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、
		を で で で で で で で で で で で で で	人権教育の目的を達成するためには、人他意識を深化し、意識を深化し、意識を変には、と他意識を変にし、意識を変になると、人権を変した。とと、とを変して、ない。との人権を対し、ない。との人権を対し、ない。とのでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体をでは、大体ででは、大体ででは、大体ででは、大体ででは、大体ででは、大体ででは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大

章	項目	意見の要旨	府の考え方
第4章(続き)	企業・ 職場	企業(特に中小零細企業)での人権 啓発・教育を推進するため、一定の取 組を行った企業に対して、表彰を行っ たり助成金を交付する等の制度が必 要。	企業・職場は、その企業活動等を通じて府 民生活に深く関わっており、地域や社会の構 成員として重要な役割を担う存在と認識して います。 本計画における具体的な人権教育・啓発の 取組につきましては、御意見を踏まえて検討 していきます。
	教職員·育 関係職員	人権教育の中で一番大切な学者であり、とは、 各教科、領域の中でで、心に響教職員にの中でで、必りり、 海面を設定することを持ち、高めていた。 は豊かな感性とには失ことが必らであり、必ずを行って極感がながができる。 だけ教師の人権感ものだというというとない。 さな影響を与れたいともいまましていただくことを期待しています。	本計画においては進」を 通学で は、、「を を を を を を を を を を を を を を
		若い世代の教師が同和問題について の知識乏しく、同和問題を正しく伝え ていけるよう、教職員の研修の充実をお 願いしたい。	きるように、研修の深化に努めていきます。
		教職員自身が人権教育について学ぶのはもとより、勤務校でよりよい人権教育が行えるように職場の教職員が研修を通じて学ぶ機会を作るなど、人権教育の一層の充実に努めていくことが必要	
	相談機関 相互の連 携・充実	連携が可能な相談機関が集まって、 それぞれに出来ることや具体的連絡方 法を確認する機会を作っていただきた い。	本計画では、相談機関相互の連携・充実について新たに記述することとしています。また、引き続き、公的団体、企業、NPO等との連携・関する関係を構築していきたいと考えています。
第 5 章	国、市町 村、民等と の連携・ 協働	相談機関相互の連携・充実との関連で、無料相談を行うNPOや地域団体等のリスト作成や広報を、行政機関が積極的に行って欲しい。	えています。 本計画に基づく、連携・充実を図るための 具体的な取組につきましては、御意見を踏ま えて検討していきます。